

川崎市議会史編さん会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 昭和50年改選以降から令和5年改選前までを対象とした川崎市議会史を発行するに当たり、議会史編さんに必要な事項について協議・検討するため、川崎市議会議会局内に川崎市議会史編さん会議（以下、「編さん会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 編さん会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 議会史の編さん及び発行に関すること。
- (2) その他委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 編さん会議の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 議会局長
- (2) 議会局総務部長
- (3) 議会局議事調査部長
- (4) 議会局総務部庶務課長
- (5) 議会局総務部広報・報道担当課長
- (6) 議会局議事調査部議事課長
- (7) 議会局議事調査部政策調査課長

(委員長)

第4条 編さん会議に委員長を置き、議会局長をもって充てる。

- 2 委員長は、編さん会議を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長が指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 編さん会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員が出席できないときは、当該委員の指名する者が代理して出席することができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 編さん会議の庶務は、議会局議事調査部政策調査課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、編さん会議の運営に関し必要な事項は、委員長が編さん会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月8日から施行する。